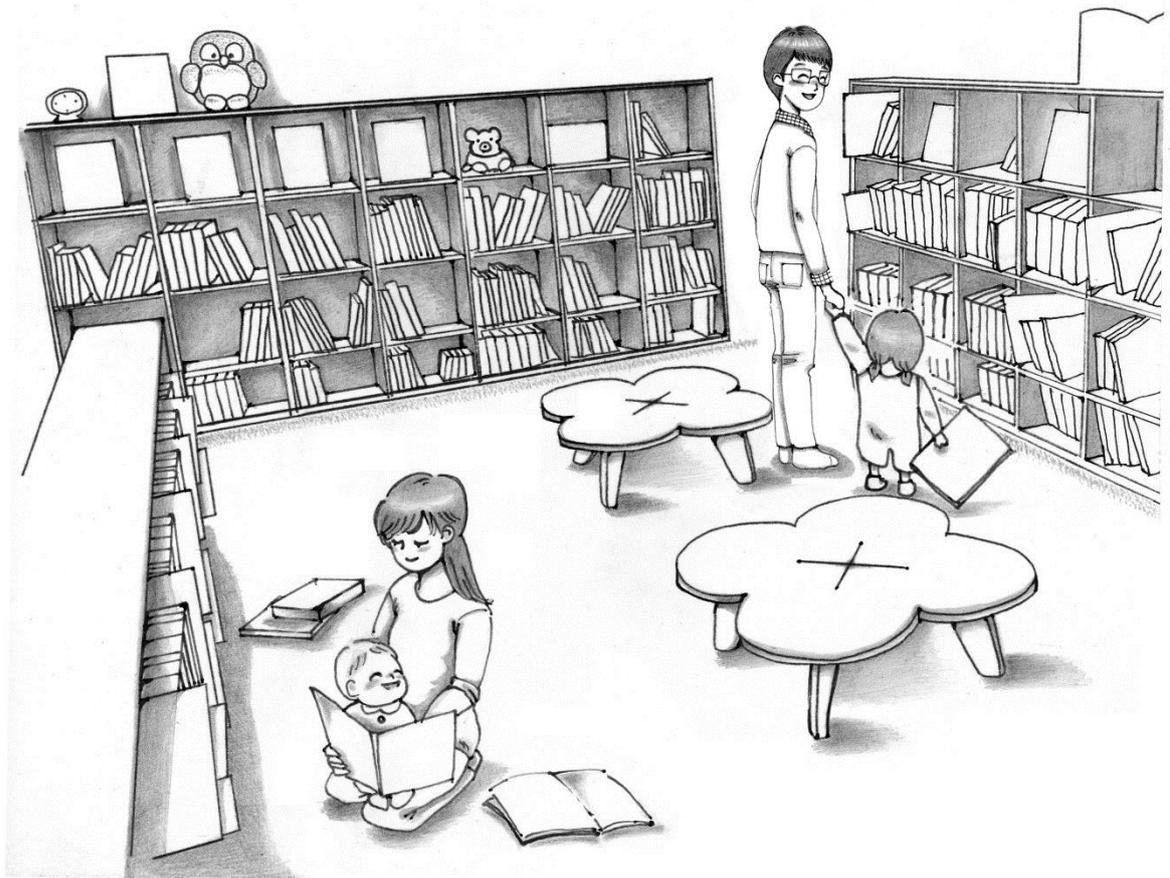


流山市子どもの読書活動推進計画 (案)



流山市教育委員会

流山市子どもの読書活動推進計画

目次

はじめに	1
第1章 子どもの読書活動推進計画の基本方針	3
1 計画策定の目的	3
2 計画策定の3つの基本方針	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
5 計画の推進と評価	4
6 目標とする指標	6
第2章 子どもの読書活動推進計画の具体的方策	8
1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	8
2 市立図書館における子どもの読書活動の推進	11
3 学校における子どもの読書活動の推進	24
4 保育所（園）・幼稚園における子どもの読書活動の推進	28
関係資料	30

はじめに

人は、読書などを通して言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにすることができます。読書は、人生をより深く生きていく上で欠くことのできないものであり、多感で行動範囲の限られている子ども時代においては、なおさら読書活動が必要となってきます。

読書活動は、子どもが未来をたくましく切り開くための活力の源です。子どもは読書を通して、自分の身近な場所以外の世界を知り、人の心を思いやることを知り、ふさわしい言葉を覚えることで自分を表現する手段を知るのです。

国は、平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行して子どもの読書活動の推進について国及び地方公共団体の責務を明らかにし、また同法第八条第1項の規定に基づいて平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。この計画は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、積極的にそのための環境整備をすることを基本理念とし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められたものです。さらに、その成果と課題を盛り込んだ第二次計画を平成20年3月に、また第三次計画を平成25年5月に策定し、より具体的な方策を明らかにしました。

千葉県は、国の推進計画に基づいて平成15年3月に「千葉県子どもの読書活動推進計画」の第一次計画を策定し、その後の国の動向や計画の成果と課題を踏まえ、平成22年3月には第二次計画、平成27年3月には第三次計画を策定しました。

流山市でも、学校での朝の読書の推進やボランティアによる読み聞かせ、市立図書館での定期的なおはなし会やイベントの開催、児童書の積極的な購入や子ども向け電子書籍の導入などの事業を実施し、子どもの読書環境の充実に努めてきました。

現在、流山市はつくばエクスプレスの開通に伴い、都心まで約20分という環境にあり、「都心から一番近い森のまち」として、「流山おおたかの森駅」を中心に子育て世代の人口増加が急激に進んでいます。「母になるなら、流山市。」をキーワードに、子育ての支援や教育環境の充実に力を入れており、平成27年4月に開校した「おおたかの森小・中学校」の中には、県内2番目の子ども図書館である「おおたかの森こども図書館」（以下、こども図書館）が開館し、赤ちゃん連れの親子や子どもたちが多数来館し、読書に親しんでいます。

しかしながら、多様なメディアやインターネットの発達と子どもをとりまく環境の大きな変化により、国全体における子どもの「読書離れ」が著しいと久しくいわ

れ、その影響が懸念されており、本市においても例外ではありません。

このような状況の中で、本市も次代の流山を担う子どもたちが、本にふれる機会を増やし、読書活動を通じて生きる力を育み、豊かな心を育てることができるように、家庭・地域、市立図書館、学校、保育所（園）、幼稚園等が、これまでの取組みをふまえて、さらに充実させ、計画的な施策の推進と子どもたちの読書環境づくりに取り組むための指針となる「流山市子どもの読書活動推進計画」を策定します。

第1章 子どもの読書活動推進計画の基本方針

1 計画策定の目的

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第九条第二項は、国と県において策定された計画を基本として、子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、市町村は「当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない」と定めています。本市においても子どもの読書活動の重要性を認識し、子どもが読書活動を通じて生きる力を育み、豊かな心を育てることができるように、子どもの読書活動の推進に家庭・地域、市立図書館、学校、保育所（園）、幼稚園、子育て支援施設が、計画的な施策の推進と子どもたちの読書環境づくりに、流山市全体で取り組んでいく指針となる本計画を策定します。

2 計画策定の3つの基本方針

(1) 子どもの読書環境の整備・充実

子どもが自発的に読書活動を行うためには、いつでも発達段階に合った本にふれ、どこでも読書を楽しむことができ、自分自身で興味を持ったことを積極的に調べることが出来るなど、読書環境が整っていることが重要です。そのため、子どもが読書に親しむ機会を増やすとともに、人的サービスの充実に努めます。

発達段階別の目標と取組

	目標	取組
乳幼児期	・親子で本に親しみ、本を通してコミュニケーションをとる。	・保健センターや子育て支援センターへの乳幼児向けブックセットの設置 ・ブックスタート関連事業「おはなし しゅっぱつしんこう！」の拡充 ・「赤ちゃんと楽しむ絵本とわらべうたの会」の実施
小・中学生期	・読書の楽しさを知り、読書習慣を身につける。 ・自分で調べ解決していく力を身につける。	・インターネット環境の整備と充実 ・朝の読書の実践や調べ学習の推進 ・市立図書館の団体貸出の積極的な利用による蔵書の拡充 ・学校図書館司書の配置による調べ学習のサポート
高校生期	・読書力をつける。 ・自ら知識を広げ自発的に人生を切り開く力を身につける。	・電子書籍の継続した購入 ・ティーンズコーナー ¹⁾ の充実 ・インターネットを使った資料の検索、フェイスブック、ツイッター等のSNS ²⁾ 活用による情報発信 ・市内大学図書館の積極的な利用のPR

(2) 家庭・地域、市立図書館、学校等の連携・協力による子どもの読書活動推進

子どもが読書の習慣を身に付けるためには、子どもにとって身近な環境である家庭・地域、市立図書館、学校、保育所（園）・幼稚園、子育て支援施設が連携し、社会全体で取り組んでいく必要があります。それぞれが役割を認識し、情報交換をするなど、協力しあって活動を進めていきます。

(3) 子どもの読書活動に対する理解・関心の向上と普及

社会全体で読書活動を推進していくためには、まず市民や関連機関の読書活動に対する理解と協力が必要です。そのために、子どもと保護者や子どもに関わる大人に対して、読書活動に関する情報を提供するとともに、読書の意義について啓発活動に努めていきます。

3 計画の期間

計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

ただし、現在の流山市総合計画等が平成31年度で終了することから、本計画を適宜見直すこととします。

4 計画の対象

本計画でいう子どもとは、おおむね18歳以下の人をいいます。

5 計画の推進と評価

本計画の実施状況については、本市の子どもの読書活動の現状や市の取組状況を踏まえて、定期的に生涯学習審議会にて点検・評価し、主管課（図書・博物館）は関係課との連携のもと、事業を適宜見直していきます。

---<用語解説>-----

1) ティーンズコーナー

本市では、ヤングアダルトサービスをティーンズコーナーで展開しています。

ヤングアダルトとは、直訳すると「若い大人」の意味であり、主に子どもと大人の間である世代を指します。

この層に向けて特別にコーナーを設けることで、児童書から一般書への橋渡しを行うというねらいもあり、読書活動普及のための重要なサービスの一環として、ヤングアダルト（ティーンズ）サービスは図書館で全国的に行われています。この時期から読書離れが顕著になる傾向があるため、この世代向けのサービスを提供することは、子どもの読書活動を推進する上で非常に重要です。

2) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

フェイスブックやツイッター、インスタグラムなどの人と人とのつながりを促進、支援するコミュニティ型のネットサービスの総称。

流山市子どもの読書活動推進計画体系図

流山市総合計画「基本構想・基本計画 平成12年度～31年度
豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民の真の豊かさを実感できるまち
「みんなであつくり価値ある流山」

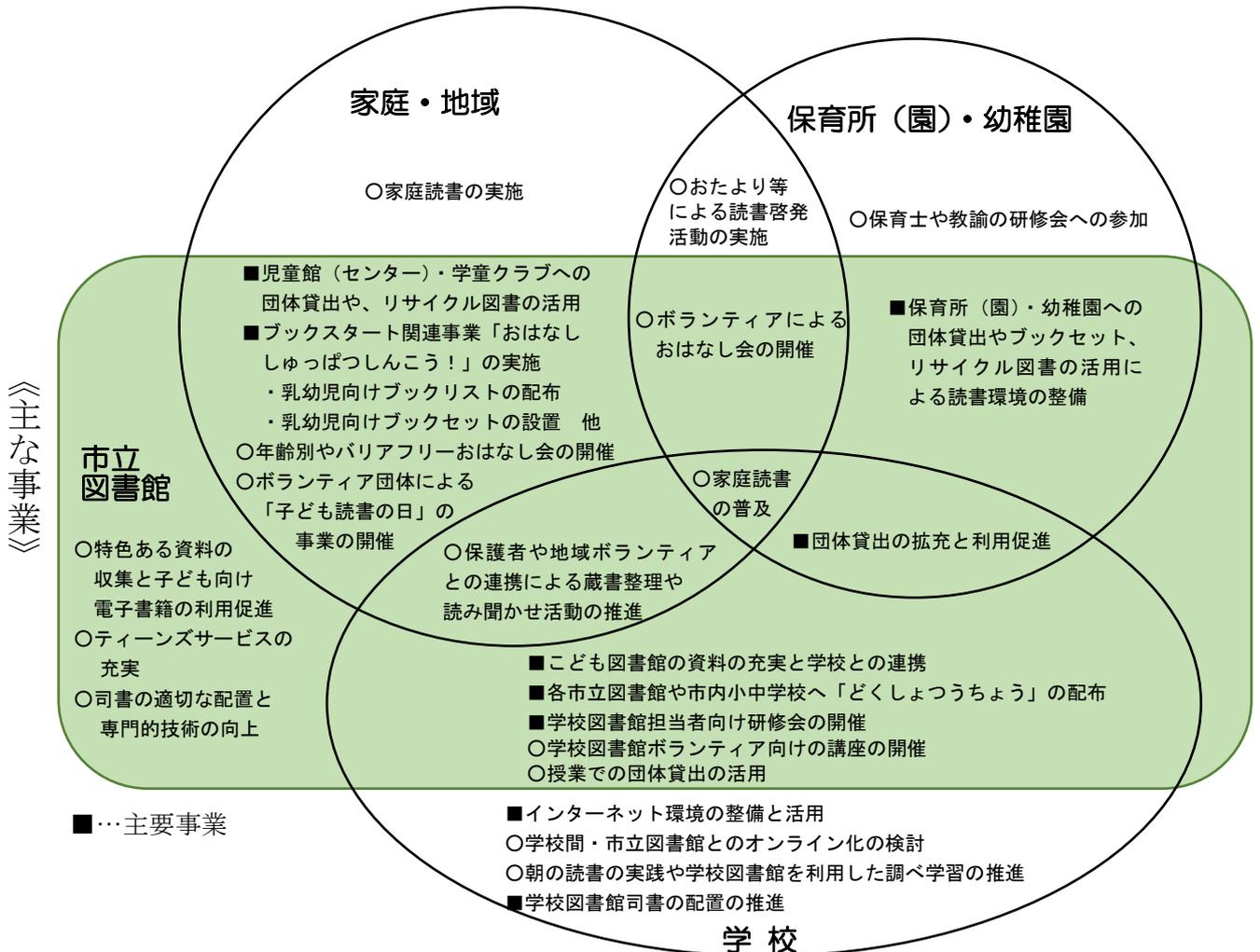
流山市教育振興基本計画 平成28年度～31年度
学び、受け継がれ、進展する流山（教育・文化の充実向上）

流山市生涯学習推進基本構想 改訂版 平成22年度～31年度
豊かな心と個性を育てる学習と文化のまちづくり
いつでも、どこでも、誰もがができる生涯学習の推進

流山市文化芸術
振興条例
平成27年度

流山市子どもの読書活動推進計画 平成29年度～33年度

- (1) 子どもの読書環境の整備・充実
- (2) 家庭・地域、市立図書館、学校等の連携・協力による子どもの読書活動の推進
- (3) 子どもの読書活動に対する理解・関心の向上と普及



6 目標とする指標

指標名	指標の概要	基準年度の状況 (平成 27 年度)	目標年度の状況 (平成 33 年度)	
①市立図書館における乳幼児対象事業の取組状況	おはなし会の参加人数	6,488 人	7,200 人	
②学校図書館図書標準 ³⁾ の達成状況	蔵書冊数が学校図書館図書標準を達成している学校の割合	小学校	81.3%	蔵書には古い資料も多分に含まれているため、計画的な購入と本の刷新を図る。
		中学校	77.8%	
③読書が好きな児童・生徒の割合	全国学力学習状況調査において「読書は好きですか」の設問に対して、「当てはまる」または「どちらかといえば当てはまる」と回答する小中学校児童・生徒の割合	小学校児童	75.7%	80%
		中学校生徒	78.4%	80%
④小学生・中学生・高校生期における読書の状況	市立図書館の年齢別貸出冊数における7～12歳(小学校児童)、13～15歳(中学校生徒)、16～18歳(高等学校生徒)までの1人あたりの貸出冊数	小学校児童	4.0 冊/年	5.0 冊/年
		中学校生徒	3.2 冊/年	4.2 冊/年
		高等学校生徒	2.8 冊/年	3.8 冊/年
⑤団体貸出の利用冊数	市立図書館の団体貸出の1年間の利用冊数	12,389 冊	16,000 冊	
⑥子どもの登録者数	市立図書館の18歳までの登録者数	8,400 人	15,000 人	

※出典 ①、④、⑤、⑥…市立図書館統計 ②…文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」③…教育課程研究センター「全国学力・学習状況調査」



[中学生職場体験]



[図書館子ども教室]



[小学生職場体験]

--<用語解説>-----

3) 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部科学省が平成5年3月に定めた学級数に応じた基準蔵書冊数のこと。

小学校		中学校	
学級数	蔵書冊数	学級数	蔵書冊数
1	2,400	1~2	4,800
2	3,000	3~6	4,800+640×(学級数 - 2)
3~6	3,000+520×(学級数 - 2)	7~12	7,360+560×(学級数 - 6)
7~12	5,080+480×(学級数 - 6)	13~18	10,720+480×(学級数 - 12)
13~18	7,960+400×(学級数 - 12)	19~30	13,600+320×(学級数 - 18)
19~30	10,360+200×(学級数 - 18)	31~	17,440+160×(学級数 - 30)
31~	12,760+120×(学級数 - 30)		

例) 小学校で 18 学級の場合…10,360 冊

中学校で 15 学級の場合…10,720 冊

第2章 子どもの読書活動推進計画の具体的方策

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭の役割

子どもの読書活動を推進する上で重要なのは、子どもにとって一番身近な家庭での読書環境です。家庭は、子どもが初めて本と向き合う場所であり、乳幼児期の親や周囲の大人たちの言葉かけに始まり、幼児期の絵本の読み聞かせなどを通して本に親しむことが、その後の読書習慣の形成に非常に大切です。

(2) 地域の役割と現状

育児サークル、学童クラブ、児童館（センター）など子どもが過ごす時間が多い施設は、子どもが本にふれることのできる身近な場所となっており、様々な取組みが可能です。

また、保健センターでは、市立図書館からの乳幼児向けブックセットが設置され、乳幼児をもつ保護者に絵本の読み聞かせの重要性を示し、家庭での読書活動の定着を図る取組みがされています。

流山市では、ブックスタート⁴⁾に関連する事業として、母子手帳交付の際に市立図書館が作成した乳幼児向けのブックリストの配布を行い、保護者に子どもへの読み聞かせの有効性や絵本を通して親子がふれあう大切さをアピールしています。また、市立図書館主催による「赤ちゃんと楽しむ絵本とわらべうたの会」を開催し、わらべうたや絵本の読み聞かせを通して親子がコミュニケーションを持つことの大切さや、発達段階に合わせた本選びの重要性を伝えています。

(3) 家庭・地域での取組

施策	主な事業	事業主体
読書環境の整備	① 市立図書館の団体貸出 ⁵⁾ やブックセットの設置、リサイクル図書を活用して、読書環境の整備を図る。	児童館（センター） 学童クラブ 市立図書館
	② 乳幼児向けブックリストの配布とブックセット設置により、乳幼児と保護者が本を手にとれる機会を増やす。	健康増進課（保健センター） 子育て支援センター 市立図書館

施策	主な事業	事業主体
読書環境の整備	③ 図書館と連携し、保護者に向けて家庭における本の読み聞かせの大切さを伝え家庭読書 ⁶⁾ を普及させる。	子育て支援センター 児童館（センター） 学童クラブ 公民館 市立図書館

施策	主な事業	事業主体
地域・各種 機関との 連携	④ ボランティア団体等の協力によるおはなし会の充実に努め、家庭での読み聞かせの大切さをPRする。	ボランティア団体 子育て支援センター 公民館
	⑤ 子育て支援センター・公民館・学童クラブ・児童館（センター）のホームページや発行物に、市立図書館のおはなし会等の行事や利用案内を掲載し、参加を促す。	子育て支援センター 児童館（センター） 学童クラブ 公民館 市立図書館

施策	主な事業	事業主体
読書活動の啓 発・普及	⑥ 「おはなし しゅっぱつしんこう！」事業（p 14参照）として、市立図書館作成の乳幼児向けブックリストを母子手帳交付の際に配布し、妊娠時から保護者に家庭での読み聞かせの大切さの普及と促進を図る。	市民課 健康増進課（保健センター） 市立図書館
	⑦ 子どもや保護者が本を選ぶ手助けとなるように、市立図書館発行のおすすめ本のブックリストを活用する。	児童館（センター） 学童クラブ 市立図書館
	⑧ 「子ども読書の日」（4月23日）を記念して、「子ども読書まつり」等の事業を行い、読書への関心を高める。	ボランティア 市立図書館



[おはなしかい 夏休みスペシャル]



[人形劇のつどい]

--<用語解説>-----

4) ブックスタート

すべての赤ちゃんに絵本を届け、絵本を通した子育ての楽しさを保護者に伝えるために、0歳児健診などで絵本を手渡す事業。1992年にイギリスで始まり、日本では2001年4月に本格的な活動が始まり、全国へ広がっています。

5) 団体貸出

市内の学校、学童クラブ、幼稚園、保育所（園）、社会教育関係団体、地域団体などの団体に対して本を貸出すこと。市立図書館では、団体登録をすることで図書は100冊まで、紙芝居は10冊まで、ビッグブック（大型絵本）は2冊まで、1か月利用することができます。

6) 家庭読書（略称：家読／うちどくともいう）

読書することで家族の絆を深めることが目的の活動です。やり方に決まりはありませんが、「家族で同じ本を読む」「子どもが大人に本を読み聞かせる」「家族で同じ時間に本を読む」「家族が読書体験を語る」「家族で本を借りに行く」などいろいろな楽しみ方があります。

2 市立図書館における子どもの読書活動の推進

(1) 市立図書館の役割

市立図書館は、子どもの読書活動の推進において、すべての施策に関わる中核的な存在です。

中央図書館、地域図書館、分館の計7館の施設は、小・中学校等の教育機関、子育て支援施設と連携し、また、自らも事業を展開する役割を持っています。なかでも「こども図書館」は、乳幼児とその保護者を対象とするとともに、「おおたかの森小・中学校」の中にあるという立地から、その児童・生徒も同時に対象として事業を推進することができます。

市立図書館は、子どもにとって様々な種類の本にふれるという点では一番気軽に出入りできる場所であり、保護者にとっても子どもに読ませるための本を幅広い蔵書から選ぶことができ、読書についての相談を司書にすることができる場所でもあります。また、中学生から高校生までの多感で進路の選択などに迷う時期は、図書館での読書が人生の幅広い選択肢を提示するとともに、自発的に生きる力を養う手助けとなります。

(2) 市立図書館の現状

流山市立図書館では、子どもの読書活動の推進のため、これまで次のような取り組みをしてきました。

- ・おはなし会を各館で開催しています。

平成27年度開催実績

場所	曜日	回数	人数
中央図書館	毎週水・土曜日	99	1,642
森の図書館	毎週水・土曜日	91	1,511
森の図書館 [赤ちゃん向け]	第1日曜日・第2火曜日	22	660
南流山分館	毎週土曜日	51	1,027
木の図書館	毎週日曜日	51	763
こども図書館 [乳幼児向け]	第4除毎金曜日	38	746
こども図書館 [小学生向け]	第4土曜日	12	184
合計		364	6,533

- ・4月23日から5月12日の「こどもの読書週間」には、図書館とボランティア団体が共催して、森の図書館で子ども読書まつりを開催しています。
- ・子どもが読んだ本を記録しておける「どくしょつうちょう」を作成し各館で配布しています。
- ・各館で、季節に合わせて児童室の展示やレイアウトを工夫していますが、中央図書館では、くまのぬいぐるみの「くま館長」のキャラクターを、各イベントやパンフレットに登場させて子どもたちに親しまれています。
- ・中央図書館、森の図書館、木の図書館、こども図書館では子どもや保護者向けの多数の事業を開催しています。また、各館を巡回して、「人形劇のつどい」、「赤ちゃんと楽しむ絵本とわらべうたの会」を開催しています。

市立図書館各館の子ども向け実施事業

中央図書館の主な実施事業	森の図書館の主な実施事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ミッフィーちゃんのおたんじょうび会 (映画と絵本の読み聞かせ) ・図書館子ども教室 (科学あそび) ・くま館長とぬいぐるみのおとまり会 ・クリスマスおはなし会スペシャル ・春休みかるた合戦 ・豆本を作ってみよう (工作会) ・筆文字で遊ぼう (工作会) ・警察犬ってどんなことをするの 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・理科大生と科学実験 ・子ども科学教室 ・クリスマスおはなし会 ・バリアフリーおはなし会 ・英語でおはなし会 ・読み聞かせ講座 ・子ども創作教室 ・夢コンサート ・ウインターコンサート 他
木の図書館の主な実施事業	こども図書館の主な実施事業
<ul style="list-style-type: none"> ・バースデーおはなし会 ・子どもと一緒にベビーサイン ・子どもと一緒にわらべうた ・かぶきを楽しもう ・家庭で楽しむ絵本の講座 ・子ども創作教室 ・子ども創作科学教室 ・おばけ集会 (おはなし会) ・クリスマスおはなし会 ・映画上映会 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと一緒にベビーサイン ・子どもと一緒にわらべうた ・かぶきを楽しもう ・はじめてのクリスマスおはなし会 ・はじめてのクリスマス会 (おおたかの森センターと共催) ・学童クラブへの図書館使い方講座 ・工作教室 ・キッズ★フェスタ (おおたかの森センター・どんぐり学童クラブと共催) 他

また、次のような図書館の読書環境整備をしてきました。

平成25年度

- ・図書等のインターネット予約を開始しました。
- ・ホームページに電子図書館を開設しました。

平成26年度

- ・リクエスト資料の受取りと返却が、おおたかの森ショッピングセンター内のおおたかの森出張所(市民課)で出来る「おおたかの森出張所ピックアップサービス」を始めました。
- ・図書館ホームページ内にフェイスブックを開設し、情報発信に努めています。
- ・開館時より市内各駅と豊四季駅に返却ボックスを設置していますが、利用の多い流山おおたかの森駅と南流山駅に返却ボックスを増設しました。

平成27年度

- ・平成27年4月「おおたかの森小・中学校」の中に児童書と子育て支援図書に特化した「こども図書館」を開館しました。



[おはなし会 木の図書館]



[警察犬ってどんなことをするの]

今後は、これまでも行ってきた乳幼児向けブックスタート関連事業(ブックリストの配布、「赤ちゃんと楽しむ絵本とわらべうたの会」など)を総称して「おはなし しゅっぱつしんこう!」事業とし、親しみやすい名称で乳幼児期における読書活動の意義の周知を図るとともに、さらに内容を拡充させて、計画的に乳幼児向けの読書活動推進を行っていきます。

市内各図書館では、4月23日の「子ども読書の日」を記念し、関連事業を行います。まず、平成29年度はスウェーデン大使館の後援を得て、スウェーデン児童文学のパネル展示、「ピッピの宝島」上映会、北欧の児童書の展示やおはなし会を開催します。また、ボランティア向け講習会、学校図書館担当者向け研修会なども開催し、流山の子どもたちの読書活動を推進していきます。



<目的>

乳幼児が、いつでも、どこでも、いろいろな絵本を楽しめるように、また、子育てに関わる人が絵本についての生きた知識を身に付けて、これからの子育てに役立つように実施します。

<対象>

乳幼児、保護者、子育てに関わる人

<事業内容>

① 乳幼児向けおはなし会の実施 拡充

…「赤ちゃんとお楽しむ絵本とわらべうたの会」や「赤ちゃんおはなし会」など乳幼児向けおはなし会を、市立図書館や公民館で実施します。絵本の他にわらべうたを通じて、乳幼児と楽しくコミュニケーションを行う機会を増やします。

② 乳幼児向けおすすめ本ブックリストの配布 継続

…母子手帳交付時に市民課窓口で配布する他、各市立図書館窓口や「赤ちゃんとお楽しむ絵本とわらべうたの会」でも配布します。

③ 乳幼児向けブックコーナーの整備 新規

…乳幼児向けの本のコーナーを市立図書館の児童室内に整備し、子育てに関わる人がすぐに手に取れるようにします。

④ 乳幼児向けブックセットの設置 継続・新規

(子育て関連施設へのブックセットの設置)

…保健センターや保育所(園)、幼稚園、子育て支援センター等、子育て関連施設へ、乳幼児向けおすすめ本セットを設置します。

(目標：現在 1 施設へ設置→平成31年度までに71 施設へ設置)

⑤ 絵本の読み聞かせ講座の実施 継続

…子育て中の人や子育てに関わる人を対象に、市立図書館で読み聞かせの仕方やおすすめの絵本等についての講座を行い、家庭や地域における読み聞かせ活動を支援します。



[「赤ちゃんとお楽しむ絵本とわらべうたの会」の様子]



[乳幼児向けブックセット]

おおたかの森こども図書館について

【こども図書館の役割】

平成27年4月に開館したこども図書館は、おおたかの森小学校と中学校が併設された内部に立地し、おおたかの森センターと学童クラブ、こども図書館が一体となった複合施設です。こども図書館の利用対象者は、乳幼児とその保護者を主体とし、小・中学校の児童・生徒、学童クラブの児童が加わります。つくばエクスプレスおおたかの森駅周辺には子育て世代が多く居住することから、こども図書館の利用者はまさに子どもの読書活動推進計画の対象と合致しており、本計画の推進には、こども図書館の活動が大きな役割を持つと言えます。

こども図書館では、絵本や児童書、子育てに関する資料の収集に重点を置き、仕掛け絵本や外国語の絵本などを加えて特色化を図っています。また、併設の小・中学校と連携することで、より一層子どもの読書活動の充実を図ることが出来ます。

また、「子育て情報コーナー」を新たに設置し、こども図書館は子育てに関わるすべての人を支援していきます。

【こども図書館の現状】

こども図書館では、特に乳幼児から絵本の読み聞かせの習慣を育てることが大切と考え、「安全に、くつろいで、本と親しむ」親子の時間を持てるような工夫をしています。

学校内に図書館があるため、安全面から、おおたかの森センター入り口で入館証を受取り、スリッパに履き替え入館するようになっています。

絵本の棚に囲まれたカーペット敷きのスペース「えほんのひろば」では、スリッパを脱いでくつろいで本を読むことができます。書架は、子どもが本を手に取りやすく温かみのある木製の低書架で、天井が高く光がたくさん差し込む明るい館内です。

また、本と親しむために、古くから読み継がれてきた絵本の他にも、平成28年度には仕掛け絵本や外国語絵本、布の絵本など多様な絵本を揃えました。

子どもや親子で読書に興味をもつ取組みとしては、年齢に沿ったおはなし会や、工作教室などの子ども向けイベントを開催しています。子育て支援としては、「こどもと一緒にベビーサイン」などの講座を大人向けに行い、子育て関連本や関連施設のパンフレットなどを置いています。

また「おおたかの森小・中学校」の学校図書館と隣接した位置にあり、学校図書

館との連携も求められています。現在は、子どもたちに対する読書相談の受付やおはなし会などのほか、教員からの読書相談や授業に関連するテーマの本の団体貸出等、学校への授業支援を中心に取り組んでいます。まちたんけんや職場体験などの生徒の受入れも行い、教育活動に貢献しました。平成28年度からは土曜日に学校図書館の閲覧スペースで小学生向けのおはなし会も行っています。今後は、出張ブックトークや団体貸出の利用拡充などを行い、さらなる学校支援を図ります。

その他にも、複合施設おおたかの森センターの敷地内にあることを活用し、他の施設と連携をとり、市立図書館をあまり利用しない層の子どもたちにも、読書の楽しさを広める取組みを行っています。平成27年度の事業では、どんぐり学童クラブと協力して、子どもたちに向けて図書館使い方講座やおはなし会を開催し、本への興味を養うことができました。また、おおたかの森センターと連携し、通路に定期的に図書の展示を行って本の面白さをアピールし、来館につなげています。

平成28年4月には、おおたかの森センター・どんぐり学童クラブと共催で「キッズ★フェスタ」が行われ、こども図書館は図書館出張おはなし会やこども図書館クイズ、オリジナルしおりづくりで参加し、全体で約1,000名が来場し大変賑わいました。

今後もこども図書館は、子どもと大人がともに本にふれあう手助けをし、子育てを支援し、学校を支援する場として、様々な取組みを行っていきます。



おはなし会の様子



上から見た館内の様子

《こども図書館の平成27年度実績と平成33年度目標値》

	利用者数	児童書の貸出冊数	おはなし会等年間参加人数
H27年度実績	13,857人	57,114冊	1,420人
H33年度目標値	16,000人	66,000冊	1,700人

※利用者数：貸出利用者+おはなし会等参加人数

《館内詳細》

床面積…100㎡

蔵書数…約10,000冊

(3) 市立図書館の取組

施策	主な事業	事業主体
読書環境の整備	⑨ 子どもが使いやすい図書システムを研究し、計画的に更新する。	市立図書館
	⑩ 長く読み継がれてきた基本的な図書を揃えて蔵書の構築を図るとともに、新刊も積極的に購入し、魅力ある蔵書構成となるよう努める。	市立図書館
	⑪ 子どもが本を使って調べやすいよう、レファレンスブック ⁷⁾ の充実を図るとともに、内容やデータが古くなった本の刷新に努める。	市立図書館
	⑫ 多様なニーズに対応できるよう、「こども図書館」では、仕掛け絵本や点字絵本、布の絵本 ⁸⁾ 、外国語絵本等の特色ある資料も所蔵する。また、子ども向けの電子書籍の利用促進を行う。	市立図書館
	⑬ 子どもが自ら本を探せるよう、わかりやすい書架表示や配架に努め、季節やテーマに合わせた展示を行う。	市立図書館
	⑭ 「こども図書館」については、併設の学校と連携をとり、調べ学習の手助けとなる資料の充実に努め、ブックトークや団体貸出などで学校を支援する。	市立図書館

施策	主な事業	事業主体
読書活動の推進	<p>⑮ 「おはなし しゅっぱつしんこう!」事業 (ブックスタート関連事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんと保護者を対象にした「赤ちゃんと楽しむ絵本とわらべうたの会」の継続 ・乳幼児向けおはなし会を開催 ・保育所(園)、幼稚園、子育て関連施設へ乳幼児向けブックセットを設置 ・乳幼児向けおすすめ本ブックリストの配布 ・市内図書館に乳幼児向けブックコーナーを整備 ・絵本の読み聞かせ講座の実施 	市立図書館
	<p>⑯ 「どくしょつうちょう」を各市立図書館や市内小・中学校へ配布し、個別の読書記録をつけることにより、子どもの自発的な読書活動を促す。</p>	市立図書館 学校
	<p>⑰ 現在のおはなし会に加え、手遊び・わらべうたを交え、年齢に応じたおはなし会を行っていく。また、バリアフリーおはなし会も開催していく。</p>	市立図書館 ボランティア
	<p>⑱ 市立図書館では、子ども向けの事業をボランティア団体とともに開催し、幼児や小学生が図書館に来館するきっかけづくりを更に推し進めるとともに、これらの事業のPRにも努める。</p>	市立図書館
	<p>⑲ 中・高校生向けの図書・CD・DVD・雑誌の幅広い収集に努め、ティーンズコーナーのレイアウトを工夫し、中・高校生の来館につながるよう努める。</p>	市立図書館
	<p>⑳ 協定を結んでいる市内大学図書館の利用を、高校生にPRする。</p>	市立図書館 市内大学図書館

施策	主な事業	事業主体
読書活動の推進	㉑子どもが本を使って調べやすいようブックリストやパスファインダー（調べ方ガイド） ⁹⁾ の作成をすすめ、自発的な読書活動の手助けをする。	市立図書館

施策	主な事業	事業主体
人的サービスの充実	㉒計画を推進するために、司書の適切な配置を進めるとともに、図書館職員は積極的に児童サービスに係る専門機関の研修に参加し、専門技術の向上に努める。	市立図書館
	㉓子どもへの読書活動を行っている市民やボランティア団体などに対して、読書活動に関する情報提供や研修会などを実施し、支援する。	市立図書館
	㉔学校図書館ボランティアやボランティア希望者に対して、図書の整理、修理、読み聞かせの講座を行い、学校図書館運営を支援する。	市立図書館 生涯学習課

施策	主な事業	事業主体
地域・各種機関との連携	㉕保育所（園）・幼稚園への紙芝居やビッグブック（大型絵本）の団体貸出やブックセットの設置を通じて、読書活動を支援する。	市立図書館 保育所（園） 幼稚園
	㉖小学生のまちたんけん、小・中学生の職場体験、高校生・大学生のインターンシップを受け入れ、図書館への理解と利用促進に努める。	市立図書館 学校

施策	主な事業	事業主体
地域・各種機関との連携	⑳学校からの依頼により、授業に活用する資料の団体貸出を実施しているが、さらに資料の充実に努め、団体貸出の利用を促進する。また、ブックセットの設置を通じて読書活動を支援する。	市立図書館 学校
	㉑おすすめ本紹介や利用案内を学校に配布し、また、こども図書館に「子育て情報コーナー」を設置し関係各課からの配布物を提供する。	市立図書館 学校 関係各課
	㉒保育所（園）・幼稚園・学校との連携をすすめ、選書相談、読書相談への対応を行う。また、市立図書館での学校図書館担当者向け研修会を開催する。	市立図書館 保育所（園） 幼稚園 学校
	㉓中央図書館は、市立博物館と連携して中央図書館児童室に設置している郷土資料を集めた「流山コーナー」の充実や、郷土に関するイベントの開催で、子どもたちの流山市への関心と郷土愛を育めるように努める。	市立図書館 市立博物館

施策	主な事業	事業主体
読書活動の啓発・普及	㉔学校等で読み聞かせをしているボランティアグループと連携を図りながら、子どもたちが本に親しむ機会が増えるように努め、読み聞かせや読書普及のPRを進める。	市立図書館 ボランティア
	㉕関係各課と連携し、家庭読書の具体例の紹介やPRを行い、保護者への読書啓発に努める。	市立図書館 関係各課

施策	主な事業	事業主体
読書活動の啓発・普及	③ 「子ども読書の日」(4月23日)、「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)、「文字・活字文化の日」(10月27日)、「読書週間」(10月27日～11月9日)に関連する事業や、読書活動について子どもと周囲の大人に対してPRを行う。	市立図書館
	④ 流山市や市立図書館のホームページに利用案内や新着図書情報、各図書館行事の掲載し、また、インターネットを使った資料の検索、フェイスブックやツイッターの活用など、更なる情報の発信に努める。	市立図書館



[ティーンズコーナー]



[児童室特集コーナー]



[中央図書館児童室・くま館長]



[布の絵本 ふきのとう文庫]

--<用語解説>-----

7) レファレンスブック (参考図書)

何かを調べるために使用する本のこと。辞書、地図、目録、索引、図鑑など。

8) 布の絵本

布などを使って制作された絵本のこと。ひもやボタン、マジックテープなどを使用し、結んだり、留めたりして楽しむことができます。

9) パスファインダー (調べ方ガイド)

特定のテーマについて調べるときに図書館が提供できる資料や探索方法を紹介しているリーフレットのこと。

3 学校における子どもの読書活動の推進

(1) 学校の役割と現状

子どもが読書習慣を形成するためには、子どもが多く時間を過ごす場所である、学校全体で子どもの読書活動を後押しする体制が必要不可欠です。学校教育法第21条第5号においても、読書における言語能力発達の必要性がうたわれており、また平成14年度から「総合的な学習の時間」が開始され、調べ学習などを通して子どもたちが読書活動に取り組む時間が増えています。また、心の居場所としての学校図書館の価値も見直されており、学校図書館はますます重要性が高まっています。

文部科学省においては、平成24年度から平成28年度までを期間とする「学校図書館図書整備5か年計画」を策定しました。公立義務教育諸学校の学校図書館資料について、新たな図書等の購入に加え情報が古くなった図書等の更新を行うため、単年度約200億円、5か年総額約1,000億円の地方財政措置が、また学校図書館への新聞配備のため、単年度約15億円、総額約75億円の地方財政措置が講じられています。更に公立小中学校に学校図書館担当職員を配置するための経費として、平成24年度から新たに単年度約150億円の地方財政措置が講じられており、その配置充実を促しています。いずれも地方自治体による予算化が必要となります。

流山市内の学校図書館の貸出・返却の電算化につきましては、全て完了しています。また、蔵書冊数の学校図書館図書標準（平成5年、文部科学省）については、市内全校で約80%の学校が達成しています。しかし、流山市内の小・中学校において、児童・生徒数が急増している学校があり、学校図書館図書標準に達していない学校もあるため、これらの学校に特別に予算配当していますが、達成できない状況です。

人的サービス面に関しては、どの学校でも専門に学校図書館運営を行う職員がいない状況にあります。教員が学級運営や教科指導を行いつつ学校図書館の運営を行うのは実質難しく、学校図書館本来の機能が生かし切れていない現状です。今後は、学校図書館の運営にあたる学校図書館司書の配置へのいっそう積極的な取り組みが求められます。

各学校では、朝の読書や調べ学習、読書感想文コンクールへの参加等、様々な読書活動に取り組んでおり、今後も地域や保護者に対しての読書に対する情報の提供や理解の促進と、学校図書館担当者、市立図書館やボランティア団体等のより一層の連携が求められます。

(2) 学校の取組

施策	主な事業	事業主体
読書環境の整備	③⑤子どもたちが読書の楽しさを味わえるような図書や、学習指導要領に対応した図書を計画的に購入し、授業の質を高める図書資料の充実努めるとともに、蔵書を常に見直し、子どもたちと教員が共に活用できる学校図書館の整備と更新に努める。	学校教育課 学校
	③⑥パソコンやインターネット環境を整備し、様々なメディアから情報を読み解く力を身につけられるよう、インターネットによる本の情報の調べ方を子どもたちに指導し、学校図書館や本の活用につながるように努める。	学校
	③⑦学校間や、市立図書館と図書の情報をパソコン上でやりとりができるようにオンライン化を検討する。	学校 市立図書館
	③⑧学校は市立図書館の団体貸出やブックセットを活用し、授業の充実を図る。	学校 市立図書館
	③⑨市立図書館が開催する学校図書館担当者向け研修会に参加して、選書の仕方、子どもが本を手に取りやすい配架の仕方、本の紹介の仕方などを学び、学校図書館の読書環境が充実するように努める。	学校 市立図書館

施策	主な事業	事業主体
読書活動の推進	④⑩「朝の読書活動」 ¹⁰⁾ や「読み聞かせ」により、子どもの読書習慣を定着させ、学校図書館を利用した調べ学習を促進していく。	学校

施策	主な事業	事業主体
読書活動の推進	④①学校図書館オリエンテーションを実施し、計画的に学校図書館の利用指導を行う。	学校
	④②学校図書館の活動計画を作成し、日常の教育活動において、より効果的に学校図書館が利用されるように努める。	学校

施策	主な事業	事業主体
人的サービスの充実	④③学校図書館を効果的に活用するためには、読書の楽しさや素晴らしさを伝え、学ぶことをサポートする職員の存在が極めて重要である。このため、専任の学校図書館司書の配置に努める。	学校教育課
	④④学校図書館の業務を担当する司書教諭・図書主任がその役割を果たせるような時間の確保に努める。	学校

施策	主な事業	事業主体
地域・各種機関との連携	④⑤市立図書館と積極的に図書館運営や選書に関する情報交換を行い、より緊密な連携を図る。	学校 市立図書館
	④⑥学校・保護者・ボランティアによる、学校図書館の蔵書整理、資料修理、児童への読み聞かせなどの活動を推進する。	学校 保護者（PTA） ボランティア

施策	主な事業	事業主体
読書活動の 啓発・普及	④⑦学校だより、図書館だより、PTAだよりなどを利用して読書活動の意義などを保護者や地域に広め、読書への理解を深める。	学校
	④⑧「子ども読書の日」（4月23日）や「子どもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「読書週間」（10月27日～11月9日）を児童生徒や保護者へ周知し、読書への関心を高める。	指導課

---<用語解説>-----

10) 朝の読書活動（略称：朝読／あさどく）

学校において毎朝始業前10分程度の時間を利用して、全校の児童生徒と教師が一斉に自分の好きな本を読むという読書推進活動。1997年に朝の読書推進協議会が発足して以来、全国の小・中・高等学校へ急速に普及しています。朝の読書の4原則として「(1) みんなでやる、(2) 毎日やる、(3) 好きな本でよい、(4) ただ読むだけ」が挙げられ、感想文や記録を行わないことが特徴です。

4 保育所（園）・幼稚園における子どもの読書活動の推進

(1) 保育所（園）・幼稚園の役割と現状

乳幼児期の子どもが読書の楽しさを知り、日常的に本と親しむことは、その後の読書習慣の形成に非常に良い影響を与えるため、保育所（園）・幼稚園においては、積極的に読書活動を推進していく体制が求められます。保護者への読書活動の啓発も重要であり、日常的に保護者と接する機会が多い各施設においては、読み聞かせ等の大切さや意義、また発達段階に適した本の紹介などを保護者等に対して行っていく必要があります。

(2) 保育所（園）・幼稚園の取組

施策	主な事業	事業主体
読書環境の整備	④⑨発達段階に応じた図書資料の充実に努める。	保育所（園） 幼稚園
	⑤⑩市立図書館の団体貸出やブックセット、リサイクル図書を活用して、読書環境の整備を図る。	保育所（園） 幼稚園 市立図書館

施策	主な事業	事業主体
読書活動の推進	⑪絵本や紙芝居の読み聞かせをすることにより、子どもたちに本の楽しさを知ってもらえるように努める。	保育所（園） 幼稚園
	⑫早くから図書館に親しみ、絵本を手にとって選ぶ楽しさを味わえるように、園児が市立図書館へ行く機会を増やす。	保育所（園） 幼稚園 市立図書館

施策	主な事業	事業主体
人的サービスの充実	㊦職員は、園内研修の実施や各研修会へ参加し、子どもの発達に応じた資料を選択できる力をつけ、読み聞かせの技術を高めるよう努める。	保育所（園） 幼稚園

施策	主な事業	事業主体
地域・各種機関との連携	㊧図書館職員、地域ボランティアと連携し、様々な人がおはなし会を行うことで、子どもたちの読書経験を広げていくとともに、地域の人々との交流のなかで豊かな心を育む。	保育所（園） 幼稚園 市立図書館 ボランティア

施策	主な事業	事業主体
読書活動の啓発・普及	㊨職員は、保護者に対して、講演会の開催やパンフレットの配布で読書活動の啓発を図る。	保育所（園） 幼稚園
	㊩保護者が本を選ぶ手助けとなるように、読書活動の案内や絵本の紹介を、掲示物や園だよりを通して行う。	保育所（園） 幼稚園

関係資料

(法令関係等資料)

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 2 学校図書館法

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

学校図書館法

(昭和二十八年八月八日法律第百八十五号)

最終改正：平成二七年六月二四日法律第四六号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

（学校司書）

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（設置者の任務）

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

（国の任務）

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（司書教諭の設置の特例）

- 2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあっては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則（昭和三三年五月六日法律第一三六号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和四一年六月三〇日法律第九八号） 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 則（平成九年六月一日法律第七六号）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年六月一二日法律第一〇一号） 抄
(施行期日)

- 第一条** この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄
(施行期日)

- 第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日法律第九号） 抄
(施行期日)

- 第一条** この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年七月一六日法律第一一七号） 抄
(施行期日)

- 第一条** この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 第七条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

附 則 (平成二六年六月二七日法律第九三号)

(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(検討)

2 国は、学校司書(この法律による改正後の学校図書館法(以下この項において「新法」という。)第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。)の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年六月二四日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

流山市子どもの読書活動推進計画

発行 流山市教育委員会

編集 流山市教育委員会生涯学習部

住所 〒270-0192 千葉県流山市平和台 1-1-1

電話 04-7158-1111